

水道料金の基本料金減額について

平素は、町行政推進のためご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

鬼北町水道をご利用の皆様の経済的負担軽減を目的として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び一般財源を活用し、**令和8年2月から7月請求の水道料金(6か月分)について、基本料金全額を減額**いたします。

なお、申込み手続等は不要です。

ただし、令和8年4月以降については、当初予算成立後実施します。

○対象者

鬼北町で給水契約をしている方(官公庁等を除く)

○実施期間

令和8年2月から7月請求の6か月分(令和8年1月から6月使用分)

○内容

水道料金から基本料金を減額(基本料金はメーター口径によって異なります。各口径の基本料金については、鬼北町HPをご覧ください。)※超過料金は対象外

(減額例) 上水道、メーター口径13mmの場合

使用水量	料金計算	減額後の料金
8 m ³ 以下	1,870円 - 1,870円 = 0円 (水道料金) - (基本料金)	0円
10 m ³	2,420円 - 1,870円 = 550円 (水道料金) - (基本料金)	550円
20 m ³	5,170円 - 1,870円 = 3,300円 (水道料金) - (基本料金)	3,300円

○注意事項

- ① 減額後の料金が0円の場合、料金の請求(納付書送付、口座振替)は行いません。
- ② 減額期間終了後は従来 of 料金となります。
- ③ 検針時にお渡しする「水道使用量のお知らせ」には従来 of 料金が表示されますが、請求時に減額後の料金となります。

問い合わせ先
鬼北町役場水道課 担当:坂本
TEL 45-1111(内線2402)